

## 在日朝鮮人の歴史、学び構築した相互理解

朝鮮高校への高校無償化適用を巡る訴訟に伴い、2011年4月に発足された愛知弁護士団。名を連ねる弁護士たちが口をそろえ自負する同弁護士団の特徴の一つに、原告との距離が極めて近いことがある。

これはメンバー一人ひとりが高校無償化問題にとどまらず、在日朝鮮人の歴史を学び、時に葛藤しながらも、原告たちに向き合い積み重ねた相互理解と尊重が下支えしている。

民族的誇りとは

弁護士団結成後、訴状を準備する過程で弁護士たちがまず確認したのは、この裁判の方向性についてだった。

最終的に原告が10人と決まって以降、弁護士団では原告1人に対し1人ずつ担当弁護士がつき、面談や食事会、合宿などを通じて密な関係を築いてきた。

そのようななかで、弁護士団メンバーたちは、無償化制度からの除外を目の当たりにした生徒たちの「朝鮮人としてのアイデンティティや誇りを傷つけられた」という思いを度々耳にした。

それを受けて、最初のイニシアティブをとったのがベテランの中谷雄二弁護士だった。

「中谷先生は当初、裁判の役割は闘うための理念を確立することだと、原告が理不尽だと思うことに対して理念を確立し、運動のたいまつを掲げなければいけないとおっしゃった。

そして『朝鮮人としての生き方を侵害された』という生徒らの思いを裁判の中心に据えるべきだと。今思えばこの呼びかけに対して弁護士団の皆がすごく意欲的だった」(裴明玉弁護士)

それから書き始めた訴状は、主張の根幹に

- ① 朝鮮学校で人格を形成してきた原告たちという人間自身の否定(人格権侵害)と
- ② 植民地の克服という問題を据えたものとなる。

しかしいざ準備をはじめると、一つの障壁が立ち上がったという。

約30人で構成された弁護士団メンバーのうち、実働人数は12人ほど。

その多くは30代前後の若手弁護士たちで、原告たちのいう「朝鮮人としてのアイデンティティや民族的誇りを持って生きたい」という思いが「いまいちピンとこな」かった。

それは戦争体験や過去に三菱女子勤労挺身隊訴訟を担当するなどして、歴史的な視点および感覚があるベテラン弁護士らとは対照的なもので、大半を占める若手弁護士たちは、当初生徒らがいう「民族的誇り」などを自身に置き換えたとき、いわゆる「愛国ナショナリズムみたいなもの」を想定した。そのため、生徒たちの発言に対し「そんなに個人が民族に左右されるのか」「それが押しつけにならないか」「在日朝鮮人として生まれたら朝鮮民族として絶対生きなきゃいけないというメッセージを弁護士団が発することは抑圧にならないか」など、という思いを抱いたのだった。

「マジョリティである日本人が『日本民族万歳』と言うのとはまったく違う。

日本におけるマイノリティで、なかでも政治的に非常に偏見を持たれやすいマイノリティである在日朝鮮人が民族に誇りを持つと言ったとき、生まれながらの自分を肯定し、朝鮮民族の運命にも主体的に向かい合う意味合いがあるということ話を話した。

前者と違うということを知っていても、(若手弁護士たちは)その違いを考えてきたことがなかったので、理解するのはすごく大変だったと思う」(裴明玉弁護士)

## 生まれながらに朝鮮人

弁護団立ち上げ当初からのメンバーである仲松大樹弁護士もまた、原告のいう「朝鮮人として生きる」という言葉と、排外的・偏狭的ナショナリズムとは何が違うのかに葛藤しながら取り組んだ一人。裁判では、朝鮮学校での学びが在日朝鮮人生徒の民族的アイデンティティの形成に重要な役割を果たしており、無償化制度からの朝鮮高校除外は、憲法13条の人格権侵害に当たることについての立論を担当した。

仲松弁護士が当初まとめた書面、そこには以下のような記述があった。

「朝鮮学校で朝鮮の歴史や民族文化を学び、それで朝鮮人になる。(朝鮮学校は)朝鮮人としての生き方を選択する場だから、それに対して攻撃するのは不当です」

しかしこの内容に対して、裴弁護士から「どうしても違和感がある」と指摘があったという。

「あの時、裴先生から『私たちは勉強して朝鮮人になるのではなく、生まれた時から朝鮮人なのだから、この書き方だと違和感がある』と言われて。僕は日本人で、マジョリティとして生きているが、日頃『日本人だ』ということ意識すらしないし、生まれながらに日本人だということ突き詰めて考える機会がなかった。だから『生まれながらに朝鮮人で、朝鮮人らしく生きるために朝鮮学校に通う』という言葉が理屈ではわかって、感覚としてピンとこなかった。これまでは、どうやってもまずは非常に強い個人を想定し、何もかも自分で選び取る感覚だったから。同様に人種、民族、国籍あるいは民族意識みたいなものも、無色透明なところから選択するものというイメージを持っていた」(仲松大樹弁護士)

「ピンとこない」—。仲松弁護士が、前述の感覚を理解できるようになったのにはきっかけがあった。私的な旅行で沖縄に行ったときのこと。ちょうど暇な時間があり、同氏は地元の図書館を訪ねた。当時は裁判が始まって間もない頃で主張の根幹となる「日本の植民地支配や植民地主義の実態をきちんと理論化しなくてはいけない」時期だった。そのこともあり「植民地主義にまつわる本を読み漁っていた」という。その中の一つに書籍「無意識の植民地主義—日本人の米軍基地と沖縄人」があった。

同書は、沖縄に押し付けられた基地問題などから日本人のなかに内在化する植民地主義の実態を指摘した作品で、父方のルーツが沖縄にある仲松弁護士にとって「沖縄人が抱く『自分たちをないがしろにするな』という感覚や立場をすごく理解できる本だった。その時ふと「自分は沖縄人であることを選択したわけではないが、そういう感覚がある」とわかったと仲松弁護士。

「あの時、裴先生が言っていた『生まれながらに朝鮮人』というのはそういうことなんだとストーンと落ちた」。

## 見つけた答え

仲松弁護士は、その人を取り囲む社会や歴史など、環境的な要因のなかで人格がつくられていく発想のなかった当初を振り返り「考え方の根本部分で、当時と今ではある意味180度変わった」と話す。特に、担当した原告たちから聞く「朝鮮人としての自分」にまつわる話は、「ストーンと落ちた」それへの理解を基に、自身をさらに感化させるきっかけとなった。

「考えてみると、排外的・偏狭的ナショナリズムのもっと前の段階で、プリミティブな誇りや肯定感を抱く部分があるはずで、マジョリティとしての生きてきた自分には、それがわからなかった。けれど原告たちと接する過程で、非常に原初的な自尊心なのだ理解できた。自分が日本人であり、沖縄人でありというところに気が付いたのもこの事件を通じてだった」(仲松弁護士)

これが、「生みの苦しみを共有できるだけの関係を構築した」弁護団のメンバーとともに、在日朝鮮人である原告たちに必死に向き合う過程で見つけた仲松弁護士の答えだった。

一方、愛知弁護士では、訴訟準備当初から、明治学院大の鄭榮桓教授の協力のもと、朝鮮学校の歴史や朝鮮人弾圧の歴史、日本の植民地支配の歴史などの参考書を集めては、弁護士内部で歴史感覚や認識を共有するための努力を欠かさなかった。また何度も学校に訪ね、担当の生徒やその保護者に会い意見陳述や陳述書の作成、プロフィールの聞き取りをしたほか、講師を招いて勉強会をひらくなど、さまざまな形で現場を知る努力を重ねた。その過程で「現実を知れば知るほど、なんとなく先生方も腹落ちしていった」（表弁護士）。



当初から「人格権侵害」を訴訟の中心に据えたことで、原告たちの主張を追求することが共通課題だった愛知弁護士。だからこそ困難な裁判状況でも、同弁護士に所属する在日朝鮮人そして日本人の弁護士たちが孤独感を抱くことはなかった。

「知らなくても一緒に知っていこう、理解しよう、子どもたちの思いを弁護士として裁判所に伝えていこう。この共通目標があったから、難題も乗り越えられたし、先生方から常にエネルギーをもらえました」（表明玉弁護士）

相互理解と尊重のもとに発揮された同弁護士の結束力は、裁判が終結したいまも、東海地域における在日朝鮮人人権擁護運動の一つの基盤として、しっかりと根を張っている。